瀬平地区景観計画（概要版）

「瀬平地区景観計画」は，南九州市の景観形成重点地区として，景観づくりに関する基本的な考え方，景観誘導のルール等を示すことにより，協働による景観まちづくりを推進し，瀬平の良好な景観を保全，育成，活用することで，地域への誇りや生活環境の向上，まちの魅力や活力の創出に繋げることを目的とします。

本計画に定める区域は，南九州市景観条例第６条第１項に規定する景観形成重点地区とし，同条第３項の規定に基づき，南九州市景観計画の区域から除きます。

【景観形成の目標】

開聞岳・海岸線・松の景観を継承する

施行日：令和７年４月１日

※概要版のパンフレットは「瀬平地区景観計画」の内容を抜粋，要約して作成したものです。

1 景観形成の基本方針

瀬平地区の風景は，開聞岳，海岸線，松が一体となって形成された景観であり，南国ならではの強い日差しと相まって，鮮やかで雄大な景観を生み出しています。これを将来の世代に継承し，地域への愛着醸成と，景観形成の推進を図ります。また，これらを継承していくためには，日頃の維持管理が重要です。組織づくりを進め，定期的な美化活動により，景観を保全していきます。

景観は，人を感動させる力があり，質の高い景観形成を意識していく必要があります。

景観づくりは，同時にまちづくりです。これらの活動を通じて，地域の魅力を高め，他地域との連携を推進していくことで，地域活性化を図っていきます。

松を受け継ぎ，次世代の松を育んでいきます。

海岸線と瀬平地区の眺望を守るため，美化作業に努めます。

人々が集い，訪れる人が感動する景観づくりに努めます。

2 景観計画の区域

瀬平地区の景観計画区域は下図の赤い線で囲まれた区域です。

この区域を景観形成重点地区といい，それを下記のエリアに分類し，それぞれの特性に合った景観の誘導を図っていきます。

景観形成重点地区（景観計画区域）

（赤線で囲まれた区域）

■ 一般エリア

主に国道 226 号線の北側と住宅地を含むエリアです。眺望地点からの眺望景観に配慮した，落ち着きのあるまち並みを目指します。

■ 自然公園-普通エリア

薩南海岸県立自然公園の普通地域にあたる地域です。自然景観に調和した景観形成を目指すしていくエリアです。

■ 自然公園-特別エリア

薩南海岸県立自然公園の特別地域にあたる地域です。瀬平地区の眺望地点や松，海岸線などの景観資源を数多く抱えるエリアであり，積極的な景観の保全，及び改善活動を図っていくエリアです。

■ 海域エリア

薩南海岸県立自然公園に指定された地域の隣接海域で，瀬平地区の眺望地点からの眺望景観にかかるエリアです。海岸線の景観や，眺望地点からの眺望を保全するため，工作物などの築造を避けることが望ましい海域となっています。

3 眺望地点の設定

眺望地点とは，不特定多数の方々が利用でき，地域にとって重要な景観が眺望できる場所を言います。眺望地点からの眺望範囲内においては，建築物・工作物の配置や高さを制限し，良好な景観の確保を図ります。開聞岳や地形の稜線を結んだラインの高さを超えないように配慮したり，風力発電設備など，大型の工作物の設置については，眺望範囲内への配置を避けたりするなどの工夫が求められます。

■ 眺望地点の設定方針

瀬平地区の眺望地点は，調査に基づき，以下の景観を美しく望める場所を設定します。

① 開聞岳を眺望する場所
② 海岸線を眺望する場所
③ 松を眺望する場所
④ その他，地域住民に親しまれており，特に景観の優れた場所

4 景観重要施設

（1）景観形成上重要な施設（公園）など

名　称	特　徴	地域の目標と景観づくりの方針
瀬平自然公園 	四阿，展望台と駐車場を備えた公園で，瀬平海岸，松，開聞岳を一望できる眺望地点であることから，フォトスポットにもなっています。 財産管理者：鹿児島県 （植栽管理：南九州市）	【目標】 瀬平自然公園の松と開聞岳を含んだ眺望景観を保全します。 【方針】 ・写真撮影のための空間があり，美しい景観の保全に努めます。 ・整備にあたっては，照明灯などは景観や撮影の妨げにならないよう配慮します。 ・開聞岳や松，海岸線を望む重要な眺望地点であり，県や市と連携した維持管理に取組みます。
ふれあい瀬平公園 	自販機や広い駐車場，トイレ等の施設が揃い，イベント会場としても活用できる公園でテーブルベンチからは，瀬平橋を通して海や夕日が楽しめます。 財産管理者：南九州市 （植栽管理：南九州市）	【目標】 ＪＲ指宿枕崎線からの車窓景観を保全し，海への眺望が楽しめる場所を目指します。 【方針】 ・鉄道の眺望を遮る海側の樹木は伐採し，車窓からの景観の改善を図ります。 ・屋根のある休憩スペースの整備を目指します。
瀬平公園(遠見台) 	松林のある展望台は，かつて物見やぐらがあったとされ，地域では遠見台とも呼ばれています。 眺望地点からは，条件がよければ，硫黄島，竹島，黒島や屋久島が眺望できます。 財産管理者：南九州市 （植栽管理：南九州市）	【目標】 自然公園や国道から見たときに，眺望景観の中心となる松を保全します。 【方針】 ・眺望地点としての活用を図り，松を自然な形で残すよう保全します。 ・県や市など関係機関と連携し，施設の維持管理を行い景観形成に努めます。
開聞岳展望所 	国道 226 号線旧道を利用して整備された公園で駐車場と２つのベンチがあり，開聞岳や枕崎まで緩やかに伸びる海岸線を楽しむことができます。 財産管理者：鹿児島県 （植栽管理：南九州市）	【目標】 開聞岳に向けた眺望景観を保全します。 【方針】 ・草木の維持管理を行政と連携し，景観の維持を図り眺望景観を保全します。 ・県や市など関係機関と連携し，施設の維持管理を行い景観形成に努めます。

（2）景観重要路線候補

景観重要路線の候補は，観光路線としての国道２２６号線と，ＪＲ指宿枕崎線を設定し，今後，指定に向け関係機関と協議して，その沿線の景観づくりに努めます。

5 届出対象行為

本地区では，良好な景観形成を図るため，一定の行為について届出制度を定め，「景観形成基準」に合致しているかを確認し，誘導を図ります。

届出は行為着手の1カ月前に行います。（様式等は市役所又はホームページから取得できます）

（届出制度対象の「行為」や「規模」，「景観形成基準」の詳しい内容については，景観形成ガイドラインを参照ください。）

分類	行為の種類	規模・要件			
		南九州市景観計画区域 （南九州市内全域）		**瀬平地区景観計画区域** （景観形成重点地区の区域）	
建築物	新築，増築，改築又は移転	高さが13m超又は延べ床面積500㎡超もしくは地上３階以上		高さが10m超又は延べ床面積500㎡超	
工作物	新築，増築，改築又は移転	煙突	高さ６m超	煙突	（左に同じ）
		鉄柱，木柱等	高さ15m超	鉄柱，木柱等	高さ10m超
		広告塔，記念塔等	高さ４m超	広告塔，記念塔等	（左に同じ）
		高架水槽･物見塔等	高さ８m超	高架水槽･物見塔等	（左に同じ）
		擁壁	高さ２m超	擁壁	（左に同じ）
		製造施設，貯蔵施設，自動車車庫，汚物処理場，ごみ焼却場等	高さ８m超	製造施設，貯蔵施設，自動車車庫，汚物処理場，ごみ焼却場等	（左に同じ）
		太陽電池発電設備…面積1,000㎡超かつ出力10kw超		太陽電池発電設備…面積1,000㎡超，出力10kw超又は高さ10m超	
		風力発電設備……出力20kW超		風力発電設備……出力20kW超又は高さ10m超	
上記建築物・工作物の要件等を満たすもの	外観変更を伴う修繕，模様替え，色彩の変更	全体見付面積の1／2以上のもの（除却は含まない）		左に同じ	
開発行為	都市計画法第４条第12項に規定する開発行為	3,000㎡超		1,000㎡超	
土地の開墾等	土地の開墾，土石の採取，鉱物の採掘，土地の形質の変更	都市計画区域内は1,000㎡超 都市計画区域外は3,000㎡超		1,000㎡超	
木竹の伐採及び植栽	木竹の伐採及び植栽	3,000㎡超		左に同じ	
屋外における物件の堆積	土石，廃棄物，再生資源等の堆積	土地面積が500㎡超又は高さ３m超で，堆積期間が３か月を超えるもの		左に同じ	
屋外広告物	鹿児島県屋外広告物条例の許可が必要ないもの	高さ４m超		すべて（事前協議が必要です）	
	鹿児島県屋外広告物条例の許可が必要なもので新設又は意匠色彩の変更	―			

※　薩南海岸県立自然公園の特別地域にあたる地域においては，すべての行為に対して届出が必要です

6 景観形成基準

（1）建築物・工作物（再生可能エネルギーを除く）景観形成基準

項目	景観形成基準
配置・規模	・地域の景観を特徴づけている山，茶畑，田畑や海，河川等への眺めと調和した配置・規模とするよう努める。
高さ	・眺望範囲内においては，背景となる山並みや丘陵地から突出しない高さとなるよう努める。
形態・意匠・素材(外観)	・周辺の自然環境や眺望景観と調和し，落ち着いてまとまりのある形態・意匠，素材とするよう努める。 ・大規模なものとなる場合は，長大な壁面等により周囲の圧迫感を感じさせることのないよう形態・意匠を工夫するよう努める。 ・外観の素材は，なるべく自然素材を使用し，周辺景観と調和したものを選定するよう努める。
壁面(配置)	・道路境界からの後退や，接道部への植栽等により，ゆとりある空間の創出を図り，通りに接する壁面が圧迫感を与えないように努める。
屋外設備	・屋外階段は，建築物本体と調和を図るように努める。 ・室外機や高架水槽等の建築設備は，道路など公共の場から見えない位置に設置するよう努めること。やむを得ず設置する場合は，覆うか色彩の工夫に努める。 ・配管やダクト等は，道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は，壁面と同一の色調とするなど目立たないように努める。
色彩 （壁面，屋根，屋上）	・地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし，突出した印象の色彩を避ける。 ※色彩に関する景観形成基準は，別表に基づく。
外構・緑化	・駐車場，駐輪場，ごみ集積所等は，公共の場からできる限り見えないような設置に努めること。やむを得ず設置する場合は，建築物と同様の形態・意匠，素材による遮へいや周囲の緑化等に努める。 ・道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は，閉鎖的な塀・擁壁を避け，植栽，透過性のもの，自然素材のもの等を用いるよう努める。

（別表）色彩に関する景観形成基準（マンセル値による）

・R（赤），YR（黄赤），Y（黄色）の色相は彩度４以下とし，その他の色相では彩度２以下とする。明度については，２以上とすることが望ましい。ただし，景観形成に著しい影響がないと市が認める場合については，この限りでない。

・色相や明度は，眺望地点からの眺望を考慮し，背景となる色と近いものとするよう努める。

・アクセント色として基準を超える色を使用する場合は，建築物又は工作物の，全面見付面積の 20%以内であれば使用可能とする。

※早見表は一例です。詳しくは本編かホームページ等で確認ください。(印刷の関係上，色のずれが生じる場合があります)

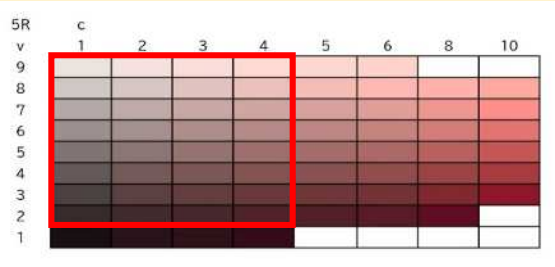

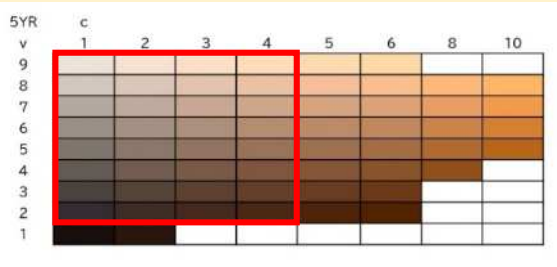

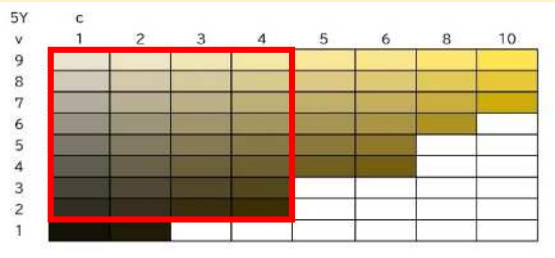

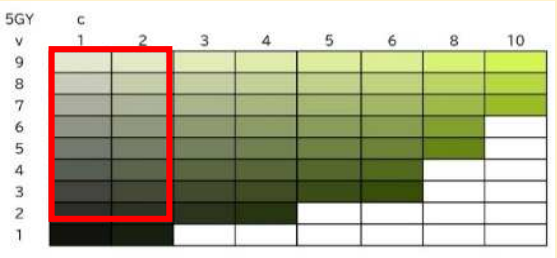

（２）開発行為，土石の採取，土地の開墾，その他土地の形質の変更

・地形を生かし，地形改変が最小限となるよう努める。

・切土・盛土は最小限となるよう努める。

・一団の開発に伴う法面や擁壁が生じる場合には，長大なものはできる限り避け，周辺には圧迫感を与えないように努める。やむを得ず長大なものとなる場合は，緑化等の措置により，周辺環境と調和するよう努める。

・擁壁等は，自然素材を使用するなど，できる限り周辺環境となじむよう努める。

・自然とのふれあい空間や生物の生息環境の確保に努め，既存の樹木などはできる限り保全・活用するよう努める。

・道路等の公共の場から地肌の露出が目立たないよう採取・採掘位置等の工夫に努める。

（３）水面の埋め立て干拓

・水面の埋立てにより生じる護岸や擁壁等については，海の自然景観に馴染むよう素材，工法や色彩に配慮する。

（４）木竹の伐採又は植栽

・道路や眺望地点などの公共の場から見える山林の伐採は，できる限り避けるよう努める。止むを得ず伐採する場合は，伐採面積は必要最小限とするとともに，伐採の位置や方法の工夫に努める。

・伐採後は植林し，山林を育成するとともに，作業道は災害を引き起こさないよう努める。

・松林等，海岸線の景観を形成している樹林の伐採は，枯死や危険の防止など特別の理由がない限り避けるよう努める。伐採後は，植林し，景観の保全に努める。

（５）屋外における土石等の堆積

・道路等の公共の場から堆積物が目立たないように，位置の工夫に努める。
・堆積の高さをできる限り抑え，植栽や塀による目隠し等の工夫に努める。
・山林や海岸，河川への土石，廃棄物等の投棄を禁止するとともに，流木の除去等を行い，良好な景観の確保を図る。

7 屋外広告物

良好な景観形成を目指し，屋外広告物のデザインや規模，色彩の統一など積極的な規制誘導を進めていきます。

① 開聞岳や海岸線，松の景観に配慮したデザインとする。

② 景観保全と案内機能を両立した屋外広告物を目指す。

③ 屋外広告物の必要性を検討し，最小限の数量に抑える。

屋外広告物の景観形成基準

・鹿児島県屋外広告物条例の規定を遵守する。

・地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし，高彩度色の多用や突出した印象の色彩を避けるよう努める。建築物や工作物と一体となった広告物についても，同様とする。

・明度は周囲の景観に調和するように努める。

・ネオン管の露出しているサインやＬＥＤサインの使用は避け，光源の点滅がないものとする。

・アクセントカラーとしての高彩度色の使用は，対向面積の 1/5 以内にするよう努める。

・屋外広告物の規模は，表示面積 10 平方メートル以下かつ高さ４ｍ以下となるよう努める。

・写真を利用した広告は，できるだけ避け，デザインとして質の高い広告になるよう努める。

・基調色の色彩基準

すべての色相・・・彩度６以内

【基準内に収まるよう色の選定に努めること。】

本パンフレットは『瀬平地区景観計画』の概要版になります。
計画の詳しい内容や行為に関する届出などは，市役所か市ホームページでご確認ください。
南九州市役所　都市政策課　都市計画係
℡ 0993(83)2511